

長野市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第14項及び第252条の38第6項に基づき、長野市長及び長野市教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和8年2月2日

長野市監査委員	下	平	嗣
同	川	上	馨
同	寺	沢	さゆり
同	北	沢	哲也

## 過去の監査結果に対する措置の通知書

令和4年度

包括外部監査分

(長野市長分)

指摘事項	当初措置状況 (5年度)	令和7年度の措置状況	担当課
<p><b>【意見 70】行政手続のオンライン化を念頭に、財務会計システムの課題を明確にして再構築を検討すべき</b> (報告書98ページ)</p> <p>行政手続のオンライン化を念頭に、財務会計システムの課題を明確にして再構築を検討すべき 〔事実〕省略 〔意見〕 現行の財務会計システムを使用する限り、各所属での起案・決裁の段階でペーパーレス化を推進したとしても、審査への回付のために印刷を行う必要があるため、現行の財務会計システムはペーパーレス化促進の阻害要因となっている。 現行の財務会計システムは、財務(計数管理等)・会計(歳入歳出等)・契約(発注等)・財産管理の大きく4つの幅広い機能に分かれるとのことであるため、見直すべき領域や改修に重点をおく領域を明確にした上で再構築を行えるよう、機能ごとに分けて行政手続のオンライン化(ペーパーレス化等)への対応を検討すべきである。 また、財務会計システム(ハード・ソフト)の契約期間も念頭に入れた上で、財政課・行政DX推進課とも前広に協議を行い検討すべきである。</p>	<p>現行の財務会計システムの更新期間を念頭に、支出の審査に必要な資料等のペーパーレス化や審査手続のDX推進など、他の地方公共団体の先進事例を参考にしつつ、関係所属と連携し検討していく。 (5総第440号 令和5年8月23日)</p>	<p>ペーパーレスによる会計処理が可能な財務会計システムが市場に普及し始め他自治体での導入事例もみられる中、DX推進の観点とその必要性から、本課においても従前より先行自治体への照会をはじめ情報収集を行っている。また、現行システムの継続更新となった場合も想定したシステム改良についても情報収集を行っている。現行システムの抜本的な更新決定権が本課にないため、関係課によるシステム課担当者会議の場において、収集した情報及びその検討結果を共有し、システム更新時の対応準備を整えている。</p>	会計課
<p><b>【意見 71】審査に必要な書類を明示するなどの対応を検討すべき</b> (報告書99ページ)</p> <p>審査に必要な書類を明示するなどの対応を検討すべき 〔事実〕省略 〔意見〕 各所属は関係規則等に基づいて資料を会計課に回付している点は適切である一方、審査の際、確認しない資料を回付させないことを検討すべきである。 また、関係規則等の見直しを各所属に促すことも必要である。</p>	<p>現行の財務会計システムの更新期間を念頭に、支出の審査に必要な資料等のペーパーレス化や審査手続のDX推進など、他の地方公共団体の先進事例を参考にしつつ、関係所属と連携し検討していく中で、審査において回付する各種資料や関係規則等の見直しについても併せて検討していく。 (5総第440号 令和5年8月23日)</p>	<p>今年度は同一年度内2回目以降のリース料支払時の支出負担行為書の添付をその写しの添付で可とするなど、支出命令等審査に際し回付を受ける書類については、回付時の添付省略等について適宜庁内周知を行い、規定に抵触しない範囲での対応を行っている。</p>	会計課
<p><b>【意見 72】財務規則を柔軟に見直すことが必要である</b> (報告書99ページ)</p> <p>財務規則を柔軟に見直すことが必要である 〔事実〕省略 〔意見〕 今後、地方自治体においても行政DXの取組を推進することが想定され、ペーパーレス化の推進や効果的かつ効率的な事務の執行が求められている。 そのため、関係部署との調整が必要であるものの、市民や事業者等のニーズを踏まえ、関係所属からの意見も考慮した上で、紙文書を前提としている現行の財務規則を柔軟に見直すことが必要である。</p>	<p>現行の財務会計システムの更新時期を念頭に、ペーパーレス化の推進等について、他の地方公共団体の先進事例を参考にしつつ、どの手段が有効で効果的であるか、関係所属と連携しながら検討し、その上で財務規則の見直しが必要であるか等、併せて検討していく。 (5総第440号 令和5年8月23日)</p>	<p>財務規則は地方自治法等法規定を受け整備するものであり、自治体の意向で安易に見直しできるものではない。基本的には法改正に応じ改正していく。しかしながら意見のとおり法規定自体に時代にそぐわない一面があることも事実であることから、現況に照らし見直しについて柔軟な視点を忘れずに法規定を尊重しつつも運用で対応可能なものについては対応していく。</p>	会計課

## 過去の監査結果に対する措置の通知書

令和4年度

包括外部監査分

(長野市教育委員会分)

指摘事項	当初措置状況 (5年度)	令和7年度の措置状況	担当課	
【意見 98】施設案内予約システムを再構築し、公民館や交流センター等の所管施設に予約システムを早期に導入すべき。 (報告書117ページ)	施設案内予約システムを再構築し、公民館や交流センター等の所管施設に予約システムを早期に導入すべき 〔事実〕省略 〔意見〕 公民館や交流センターの施設案内予約システム導入に係る討は行っているものの具体的な導入計画は策定していない。 行政DXや利用者の利便性の向上に加えて、公共施設マネジメントの観点から、既存の施設案内予約システムを再構築し、公民館や交流センター等の所管施設に予約システムを早期に導入すべきである。 また、予約システム導入検討に当たっては、行政DX推進課が全序的な視点からマネジメントすべきではあるが、施設の所管課として全面的に協力すべきである。	長野市の公共施設DX事業において、公民館・交流センターについても公共施設予約システムを導入する。令和7年度の運用開始に向けて行政DX推進課のスケジュールに沿って進めていく。 (5教総第453号 令和5年8月23日)	スポーツ課所管施設において令和6年6月導入の施設案内予約システムを、公民館・交流センターに導入する。運用を令和7年度中(令和8年3月)に開始するための事を進めている。	家庭・地域学びの課
【意見 100】公民館や交流センター等に施設案内予約システムを導入する場合、公民館の「団体登録届出書」と予約システムの「長野市施設利用登録(新規登録・変更・廃止)申請書」の様式を統合すべき。 (報告書119ページ)	公民館や交流センター等に施設案内予約システムを導入する場合、公民館の「団体登録届出書」と予約システムの「長野市施設利用登録(新規登録・変更・廃止)申請書」の様式を統合すべき 〔事実〕省略 〔意見〕 後町ホールのように施設案内予約システムを導入する場合には、公民館の「団体登録届出書」と予約システムの「長野市施設利用登録(新規登録・変更・廃止)申請書」の様式は統合し、記載する情報の重複を回避すべきである。	公民館の「団体登録届出書」は全公民館共通のため、一部の公民館のみ異なる様式を使用することは混乱の原因となることから、現時点では2つの様式を統合することはできないが、公民館・交流センターの公共施設予約システム導入に合わせて様式の統合を検討する。 なお、後町ホールに関し、予約システムの「長野市施設利用登録(新規・変更・廃止)申請書」について、「団体登録届出書」と重複する事項の記載は削除するなど様式の変更を行った。 (5教総第453号 令和5年8月23日)	団体登録における内規・要領を統一するため改廢(施行日:令和7年8月6日)し、様式の統一化を図った。	家庭・地域学びの課
【意見 101】公民館や交流センター等に施設案内予約システムを導入する場合、公民館の使用(利用)団体登録届出は、電子申請の導入を検討すべき。 (報告書119ページ)	公民館や交流センター等に施設案内予約システムを導入する場合、公民館の使用(利用)団体登録届出は、電子申請の導入を検討すべき 〔事実〕省略 〔意見〕 申請者の利便性向上とペーパーレス化の推進のために、公民館使用(利用)団体登録届出は、「ながの電子申請サービス」等による電子申請の導入を検討すべきである。 なお、他の地方公共団体では、不正利用・なりすまし等の防止のため、電子申請で仮登録を行い、施設窓口で本人確認を実施している事例もあるため参考にすべきである。	団体登録は、登録手続きの際、代表者に利用における注意事項を詳しく説明する機会となっており、現在の適正な利用につながっている。「ながの電子申請サービス」等による電子申請の導入については、先進事例を参考に慎重に研究を進める。 (5教総第453号 令和5年8月23日)	予約システムの導入にあたり、団体登録における申請内容の審査は、施設予約における使用の可否や有料・無料を判断するため、これまで以上に厳密に行う必要があり、検討の結果、当面の間は窓口での申請を継続する。 令和6年度末に川越市が実施した照会で、予約システムを導入している中核市等46市中、電子申請による登録手続きは10市であった。本市においては、他市の状況を把握しながら、システム導入後の申請状況を踏まえ、運用の改善を図っていく。	家庭・地域学びの課